

わくわく！やまがた体験事業実施業務委託仕様書（基本仕様書）

1. 業務名

わくわく！やまがた体験事業実施業務

2. 期 間

契約締結の日から令和6年3月31日（金）まで

3. 事業目的

山形の未来を担う子ども達が、幼少期から地元の多様で魅力的な地域資源を体験することで、ふるさとへの理解や郷土愛を育んでもらうことを目的とする。併せて、県内で実施可能な体験メニュー等を広く周知・発信し、子ども達やその保護者等に体験の楽しさや学習効果を広く啓発していくことを目的とする。

4. 業務内容

主に未就学児及びその保護者を対象とした、参加者募集型の日帰りバスツアーを実施し、山形県の多様で魅力的な地域資源を体感する機会を創出するもの。

（1）基本事項

- ① 主な対象は、県内在住の未就学児及びその保護者とする。なお、ツアーの内容等に応じて、小学生の参加も可とする。
- ② バスツアーは、自然、文化、農業、ものづくり、県有施設など、「山形らしさ」を体験できる2以上の体験メニューを組み合わせ構成する。
- ③ ツアーはバスでの移動を基本とするが、一部のツアーには、フラワー長井線、陸羽東線などの鉄道移動も組み込むものとする。
- ④ バスツアーの行程は、県内4ブロック内（村山、最上、置賜、庄内の各地域内）で完結することを原則とする。なお、参加者は、地元のツアーに限らず参加可能（例：村山在住の方が庄内のツアーに参加することも可能）とする。
- ⑤ ツアーの出発地・着地は同一とし、ツアー参加者の出発地・着地への移動手段や駐車場所にも配慮すること。
- ⑥ バスツアーは受託者が企画し、県へ提案・協議のうえ、その内容を決定する。
- ⑦ バスツアーの参加者は、国内旅行傷害保険への加入を必須とする。
- ⑧ バスツアーの参加費用は、体験料、施設入場料、体験・視察等先への謝金、国内旅行傷害保険料、昼食・飲食費等（以下「体験料等」という。）の実費相当額とする。参加費は、ツアー毎に受託者が設定し、県と協議のうえ決定するものとする。

（2）バスツアーを構成する地域資源について

- ① バスツアーを構成する体験メニューについては、下記の例を参考に、受託者が企画を提案し、県と協議のうえ決定するものとする。

種別	地域資源の例
農作業体験	さくらんぼ狩り、いちご狩り、芋掘り、田植え・稲刈り、伝承野菜の農作業体験 など
企業・工場訪問	食品・菓子製造業、繊維業、木材加工業 など
ものづくり体験	陶器、絵ろうそく など

郷土芸能見学体験	方言を使った昔語り、林家舞楽、子ども狂言、田植え踊り、念仏踊り など
精神文化見学	出羽三山、山寺 など
雪山体験	少年自然の家、蔵王、月山 など
公共施設等の見学	総合文化芸術館、文翔館、産業科学館、県立博物館、県農林大学校、農業総合研究センター、工業技術センター など

(3) バסטツアーの実施数・参加者数について

- ① バストツアーは、全体で20ツアーを実施する。実施エリアは、下表のとおりとする。

村山地域：10ツアー	最上地域：2ツアー
置賜地域：3ツアー	庄内地域：5ツアー

- ② 1ツアーあたりの定員は、30名（親子15組）程度又は60名（親子30組）程度を上限とする。
- ③ 定員30名程度で10ツアー、定員60名程度で10ツアーをそれぞれ実施する。
- ④ ツアーの実施時期は、契約の締結日以降、令和6年3月までの期間中とする。地域の魅力を十分に体感できる季節を選んでツアーを企画することとし、それぞれのツアーの実施時期のバランスにも配慮するものとする。
- ⑤ 定員30名程度の場合は大型バス1台、定員60名程度の場合は大型バス2台による運行を原則とする。
- ⑥ ツアーの最少催行人員は、ツアー毎に受託者と県が協議のうえ決定するものとする。

(4) バスの運行手続及び運営について

- ① 運行にあたり、旅程管理主任者資格を有する添乗員・バスガイド等をバス1台あたり1名以上同行させ、旅程管理を行うものとする。
- ② 運行するバスについては、県内のバス会社等が所有するものに限る。
- ③ 悪天候、災害の発生などに伴う運行の可否は利用者と協議の上、運行日の前日までに判断するものとする。
- ④ 貸切バス旅行連絡会の公表する最新版の「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考に、新型コロナウイルス感染症への対策を講じること。

(5) 事前周知及び申込み等の手続きについて

- ① ツアーの周知にあたっては、チラシを作成し、県内保育所・幼稚園等の施設、その他関係先等への案内を行うこと。
- ② ツアー参加者の募集・申込受付は受託者が行うものとする。なお、申込みの受付はFAX、メール等で行うこととする。
- ③ 参加申込みは、期限を設けて受け付けることとし、申込み多数の場合は、抽選により決定するものとする。
- ④ 抽選により決定する場合、当選者・落選者それぞれに連絡するものとする。

5. 業務の実施体制等

受託者は、本業務を実施するために必要な体制を適切に構築するとともに、旅行業

法等に関する知識と経験を有する本業務の担当者を1名以上選任すること。

6. 委託業務の対象経費

- (1) 県との調整に係る経費
- (2) ツアーの営業、販売促進に係る経費
- (3) 参加者の募集及び決定に係る経費
- (4) ツアーの調整に係る経費
- (5) ツアーの実施・運営に係る経費
 - ① 車両借上費、有料道路等利用料、燃料費、駐車料金
 - ② 運転手等乗務員に関する経費
- (6) 業務完了報告書作成経費

7. 支払条件

- (1) 本業務終了後、契約書に記載の範囲において、ツアーの開催実績に応じて委託契約額を確定するものとする。
- (2) ツアーへの参加者数が予定人数に満たないこと等により、体験料等をバスツアーへの参加費用で補てんできない場合、委託契約額の範囲内において、当該差額分を委託業務の対象経費に含めることができるものとする。
- (3) 悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由としてツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費（交通機関及び施設予約等のキャンセルに伴い発生する経費）の扱いは、県、受託者協議のうえ決定するものとする。

8. 実績報告等

- (1) 委託業務が完了したときは、業務完了の1か月後又は令和6年4月26日（金）のいずれか早い期日までに業務完了報告書を作成し、提出すること。
- (2) 報告書には、ツアーの実績（各ツアーの行程、体験学習先・体験学習の内容、参加者数、利用したバスの種別・所有者等）を記載するとともに、必要に応じて写真を添付すること。また、ツアーの参加者から適宜アンケート調査や聞き取りを行い、本事業の課題や改善点等についてもまとめること。

9. 受託にあたっての留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令や道路運送法等を遵守すること。
- (2) 本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 本仕様書記載の内容については、実施段階において、諸事情によって変更することがある。
- (4) 業務目的にふさわしい内容とするため、本業務の遂行にあたっては、随時県と協議すること。また、県は、委託期間中いつでも実施状況の報告を求められるものとする。
- (5) 本業務の実施において不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において、これを解決すること。
- (6) 本業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (7) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。

- (8) 本仕様書に定めのない事項は、県、受託者協議のうえ決定するものとする。
- (9) 本業務の実行にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分に留意し、感染拡大防止に努めることとし、新型コロナウイルス感染症に係る疑義が生じた場合には県と受託者双方が協議して、これを処理すること。